

東京都介護老人保健施設等整備資金利子補給金交付実施要領

【令和7年4月1日事務局長決定】

(目的)

第1条 この要領は、医療法人、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構又は年金積立金管理運用独立行政法人（以下「貸付機関」という。）から介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院の整備資金を借り入れることに伴い負担する借入金利子について、その軽減に要する経費の全部又は一部（以下「利子補給金」という。）を東京都介護老人保健施設等整備資金利子補給事業補助金交付要綱に基づき補助金を受けて交付することにより、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）内において介護老人保健施設等の整備を促進し、かつ円滑な施設運営を図ることを目的とする。

(対象法人)

第2条 本事業の対象法人（以下、「法人」という。）は、以下の者とする。

- 1 医療法人
- 2 社会福祉法人
- 3 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年3月31日付厚生省告示第96号）
- 4 厚生労働大臣の定める介護医療院を開設できる者（平成30年3月30日付厚生省告示第181号）

(対象事業及び経費)

第3条 法人が東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）内において介護老人保健施設又は介護医療院の整備を行うに際して必要となる新築資金又は増改築資金（土地取得に係る資金及び附属施設の整備に係る資金を除く。）を貸付機関から借り入れたことに伴い負担する借入金利子（延滞利子を除く。以下同じ。）とする。ただし、平成10年度以降に着工した法人については新築資金又は増改築資金及び土地取得に係る資金を借り入れるのに伴い負担する借入金利子とする。なお、独立行政法人福祉医療機構の貸付制度に係る交付対象利率については、独立行政法人福祉医療機構業務方法書第24条及び独立行政法人福祉医療機構貸付利率準則第7に定める利率とする。

(交付事業の終了)

第4条 交付事業は、第3条に規定する経費の支払いが完了したとき、又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を廃止したとき（法人が東京都の許可の更新を受けなかった場合は、許可の有効期間が満了したとき。ただし、介護老人保健施設を廃止して介護医療院に転用する場合又は介護医療院を廃止して介護老人保健施設に転用する場合を除く。）のいずれか早い方をもって終了するものとする。

(交付額算出方法)

- 第5条 利子補給金の交付額は、当該年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。)において、貸付機関の償還計画により法人が償還する当該借入資金残高に年率1.5パーセントを乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、平成10年度以降に着工した法人への交付額については、貸付機関の償還計画により法人が償還する借入金利子の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、貸付機関の貸付制度において「10年経過毎金利設定見直し制度」を選択した法人については、交付対象借入資金残高に年率4.6パーセントを乗じて得た額を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 当該年度に支払った借入金利子の額が前項の規定により得た額を下回る場合は、当該利子の額を交付するものとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 法人が、当該年度に支払わなかった借入金利子については、当該法人に対し交付対象としないものとする。
 - 4 法人が当該施設に係る施設整備補助金の財産処分を行ったことに伴い、補助の対象事業面積が減少した場合には、当該法人に対する交付額をその減少した対象面積に応じて交付するものとする。

(交付申請)

- 第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第7条 この利子補給金の交付決定には、別紙の交付条件を付するものとする。

(交付の決定及び通知)

- 第8条 第6条の規定に基づく交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査を行い、適当と認める場合には、利子補給金の交付を決定し、交付の決定を受けた者(以下「補給決定者」という。)に、その決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補給決定者は、利子の償還が完了したとき、利子補給金の交付決定を受けた当該会計年度が終了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に実績報告書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

- 第10条 財団は、前条の規定による実績報告の審査、又は必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、当該年度内の実績に応じて交付す

べき利子補給金の額を確定し、補給決定者に通知する。

(請求)

第11条 交付決定に係る利子補給金を請求するときは、補給決定者は、請求書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

附則

本要領は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

本要領は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

本要領は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

- 1 本要領は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に八王子市の区域において東京都介護老人保健施設整備費補助要綱（平成3年12月25日3衛健高第352号）の規定により補助予定額の内示を受けた法人について、この要綱による改正後の東京都介護老人保健施設整備資金利子補給金交付実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本要領は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則

本要領は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

本要領は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

本要領は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

交 付 条 件

この利子補給金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

第1 承認事項

利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「補給決定者」という。）は、貸付機関借入金の償還方法及び償還金額を変更し、利子補給金の交付決定内容に変更が生じたときは、あらかじめ承認申請書（別記第4号様式）を公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）に提出し、変更の承認を受けなければならない。

第2 事故報告

補給決定者は、借入金元金の償還又は利子の支払いなど、事業の遂行が困難になったときは、あらかじめ、その理由及び遂行の見通し等を書面により財団理事長（以下「理事長」という。）に報告しなければならない。

第3 財産処分の制限

補給決定者は、当事業により取得し、効用の増加した財産については、別に理事長が定める期間を経過するまで、理事長の承認を受けないでこの利子補給金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第4 財産の管理義務

補給決定者は、当事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第5 関係書類の管理保管

補給決定者は、当事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

第6 事情変更による決定の取消し等

この利子補給金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、財団は、利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、当事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第7 事業の遂行命令

- 1 東京都介護老人保健施設整備資金利子補給金交付実施要領（以下「要領」という。）の規定による報告及び調査等により、当事業が、利子補給金の交付決定の内容又はこれ

に付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、理事長は、補給決定者に対し、これらに従って当事業を適切に遂行することを命ずることができる。

- 2 補給決定者がこの命令に違反したときは、理事長は、当事業の一時停止を命ずることができる。

第8 是正のための措置

- 1 理事長は、第7の規定による調査の結果、当事業の成果が利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補給決定者に対し、当事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 補給決定者は、1の命令により必要な処置をした場合は、要領第9条の規定による実績報告を行わなければならない。

第9 交付決定の取消し

- 1 次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、財団は、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
 - イ 利子補給金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 利子補給金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、要領第10条の規定により交付すべき利子補給金の額を確定した後においても適用する。
- 3 要領第8条の規定は、1により措置した場合について準用する。

第10 利子補給金の返還

財団は、第9の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、当事業の当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、財団の指示するところにより、その利子補給金の返還を命ずる。要領第10条の規定により交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときも、また同様とする。

第11 違約加算金

補給決定者は、第9の規定により利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る受領の日（利子補給金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する利子補給金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第12 延滞金

- 1 補給決定者は、利子補給金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 1により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた利子補給金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

別表

1 不動産及びその従物

財 産 名	期 間
建物	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50 年
レンガ造、石造又はブロック造	41 年
鉄骨造（骨格材肉厚 4mm を超えるもの）	38 年
（骨格材肉厚 3mm を超え4mm 以下のもの）	30 年
（骨格材肉厚 3mm 以下のもの）	22 年
木造	24 年
木骨モルタル造	22 年
電気設備	15 年
冷暖房設備	15 年
給排水設備	15 年
上記の期間は、創設、転換創設又は転換改築の場合の期間とし、既存の建物を増築又は転換改修した場合は既存建物の状況及び工事内容等を考慮して定めるものとする。	

- 2 上記1に記載のないものについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずる。